

R P AやA I を活用した小規模医療機関の事務省力化に向けた 調査業務委託仕様書

1 委託業務名

R P AやA I を活用した小規模医療機関の事務省力化に向けた調査業務

2 目的

近年、医療機関は患者等に作成する書類（療養計画書や訪問看護指示書等）や県や国への報告事務が増加しているほか、多くの医療機関では、人手不足や他業種の賃上げなどにより、医療機関の事務職員の確保が困難になっており、増加する事務を医師や看護師が担っている現状がある。

また、小規模医療機関*が事務の負担軽減に取り組むには、多額の経費や労力が必要となり、より負担の少ない方策を見つける必要がある。特に、中山間地域や離島など医療資源が不足する地域では、高齢医師や看護師が無理を押しつけて地域医療を維持している状況であり、県内の医療の質を維持するためには、I C T技術等の活用により、事務の負担軽減を図る必要がある。

このため、I C T技術の中で、R P AやA Iを開発する事業者の発掘や、これを導入する医療機関における効果や課題等のヒアリングを行い、小規模医療機関へのR P AやA Iの導入可能性を調査する。

※診療所や小規模病院（概ね20床から99床の病院）のこと

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託金額

1, 999, 580円（税込）を上限とする。

5 業務内容

(1) 調査業務

ア R P AやA I事業者の発掘

県内の小規模医療機関にも導入できるR P AやA Iに係る機器及びサービスを提供する事業者について、次のとおり調査を行う。

- ・調査地域：限定しない
- ・調査方法：オンラインでの調査も可とするが、原則対面とする。
- ・調査件数：概ね5件程度とする。
- ・調査内容：R P AやA Iの機器・システム等の概要、導入している医療機関、下記5（2）のシンポジウムへのR P AやA I事業者の参加確認 等

イ ケーススタディ

上記5（1）アでRPAやAIに係る機器・システム等を導入している医療機関に対し、実際の効果や課題等のヒアリングを行う。

- ・調査施設：原則は岡山県内の小規模医療機関とする。ただし、県内に事例がない場合は、他県の医療機関でも差し支えない。
- ・調査方法：オンラインでの調査も可とするが、原則対面とする。
- ・調査件数：概ね5件程度とする。
- ・調査内容：対象医療機関の現状、導入した経緯、実際の効果や課題等

（2）県内小規模医療機関への意見聴取

RPAやAI事業者と県内小規模医療機関が集まる場に、受託事業者が参加し、県内の小規模医療機関へのRPAやAIの導入可能性について意見聴取を行う。

- ・調査施設：県内の小規模医療機関
- ・業務内容：①県が開催する「医療DX推進シンポジウム（時期・場所：令和8年10月～11月・三木記念ホール）」の医療DX関連の機器やシステム等の体験ブースにおいて、県内小規模医療機関のRPAやAIの導入可能性を調査する。
②上記5（1）でシンポジウムの参加意思を示したRPAやAI事業者に対して、体験ブースへの出展依頼、出展に係る業務や連絡調整を行う。依頼時期や依頼内容については、別途県が指示する。
③小規模医療機関の医療従事者や事務職員等が、RPAやAI関連の機器やシステム等を体験した後に、自らの医療機関での導入可能性や導入における課題等の意見聴取を行う。
- ・調査件数：10件以上とする。
- ・その他：①机や椅子、電源コード類の最小限の什器は県で準備するが、その他の資機材については、RPAやAIの各事業者が準備する。
②出展料は徴取しないが、旅費、消耗品費、資機材の搬送等に係る経費は、RPAやAIの各事業者が負担する。

（3）報告書作成業務

ア 上記5（1）から5（2）までの内容を調査報告書として作成する。なお、掲載内容の詳細については、県と協議の上、決定すること。また、調査結果については、分析を行うこと。

イ 報告書をA4判、カラー、40ページ程度にまとめること。

6 留意事項

- （1）医療機関にヒアリングを行う際は、ヒアリングを行いたい等の旨を事前に事業者から連絡してもらうなど、円滑に調査できるよう、個人情報取扱等を配慮すること。
- （2）調査内容については、報告書を作成することを踏まえ、本業務の目的を達成するために

必要な内容を提案すること。

- (3) 調査の実施に当たっては、調査対象及び調査内容等について、県の意見を聴取すること。
- (4) 調査結果の分析に当たっては、国及び他県等の資料がある場合は参考として比較分析を行うとともに、受託事業者から有効な政策提言がある場合も、その内容を報告書に盛り込むこと。
- (5) 報告書に患者情報などの個人情報に記載されないよう十分に注意すること。

7 成果品及び納品時期

(1) 提出成果品及び部数

- ・報告書（カラー、A4判、約40ページ）7部
- ・電子媒体（CD-ROM）一式

(2) 提出期限

令和9年3月下旬

電子媒体は、Word及びPDFデータで納品。図表等については、Excelデータも納品すること。

8 調査データ等の機密保持

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本調査により得られたデータ等の全てについて、本調査の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (3) 本調査により得られたデータ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう、細心の注意をもって当たらなければならない。
- (4) 県による委託業務の検査確認に合格した時点をもって、直ちに全てのデータをはじめとする調査書類等を破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。
破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう、細心の注意をもって当たらなければならない。

9 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と協議を行った上で決定するものとする。
- (2) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (3) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。